

第7章 保存活用の大綱・基本方針

7-1 保存活用の大綱

特別史跡斎尾廃寺跡と史跡大高野官衙遺跡は、琴浦町東端部の大字槻下地区に所在する。斎尾廃寺跡は白鳳期創建の古代寺院跡であり、大高野官衙遺跡は古代伯耆国八橋郡衙の正倉跡で、両史跡は同時代の遺跡である。両史跡は谷を隔てた指呼の間にあり、政治的支配の拠点であった郡衙と、郡内の精神的統合の象徴であった寺院という両者の密接な関係がうかがえる。

両史跡周辺には正倉以外の八橋郡衙関連施設や、これら遺跡存立以前から現代へと続く連綿とした地域の豊かな歴史や文化を物語る資産が多く分布している。また、両史跡をとりまく周辺域には良好な農地景観が展開しており、大山や日本海などへの眺望にも優れ、伽藍や官衙建物群が林立していた往時の姿は、一際目をひくものであったことが容易に想像される。

両史跡が所在する伊勢崎地区は、地域住民活動が活発な地であり、山陰で唯一の特別史跡斎尾廃寺跡や史跡大高野官衙遺跡が所在する地として、“白鳳の郷”をまちづくりのテーマとして歴史遺産の活用や掘り起こし等を行っている。このように地域の活性化の点においても両史跡は重要な資源であり、両史跡を有効に活かしたまちづくり・ひとづくりが望まれている。

一方、両史跡は国を代表する重要な遺跡であるものの、斎尾廃寺跡はその詳細が十分に明らかにされておらず、大高野官衙遺跡についても正倉院の全体像や変遷等に未解明な点が少なくない。加えて、両史跡指定地は、それぞれ斎尾廃寺や八橋郡衙の諸施設が設けられた範囲のごく一部にとどまっており、史跡隣接地に展開する斎尾廃寺の寺院地の様相、八橋郡衙の郡庁・館・厨家等の主要施設についての実態解明が待たれており、それらの遺構・遺物等を適切に保存していくことも課題となっている。

また、両史跡指定地はその重要性から史跡指定と前後して公有化が完了しており、保存の手立ては整っているが、礎石や土壇が残存する現状のままの様子を見るだけでは、往時の八橋郡の中心地の姿を具体的に思い描くことが難しいという課題もある。

よって、本保存活用計画では、両史跡を、未来に向けて確実に保存・継承していくための保存管理の方法を示すとともに、史跡の価値を顕在化させるための活用・整備に向けての方針を提示し、それらを着実に有効に進めていくための管理・運営等の体制構築の方針も示すものとする。

そして、両史跡と一体をなしその価値を高める斎尾廃寺の寺院地跡や下斎尾官衙遺跡など、史跡隣接地の調査計画や保存管理・活用、さらに、周辺地域に分布する歴史文化遺産や良好な景観と結びつけた史跡の活用等についてもその方向性を提示するものとする。

これら両史跡の保存や活用・整備、運営等の体制構築を進めるにあたっての将来像・整備目標を以下のように設定し、その実現に向けて両史跡の適切な保存活用を図る。

古代伯耆国八橋郡の中心地“琴浦・白鳳の郷”の保存と再生

古代八橋郡の政治・文化の拠点であった郡衙と寺院の姿を今に伝える両史跡を、地域の活性化と新たな歴史・文化の創造への架け橋として再生し、未来へと守り伝える。

7-2 保存活用の基本方針

両史跡等の保存活用の基本方針を以下のように定める。

- 国民共有の財産であり地域の誇りでもある両史跡を、確実に保護し未来へと伝えていく。
- 両史跡及び史跡隣接地区の調査研究を計画的に進め、齋尾廃寺や八橋郡衙の全体像を把握し、史跡の価値を高めるとともに、指定地外の重要遺構の所在地については史跡指定を含めた適切な保存措置を講じる。
- 両史跡の立地環境や良好な周辺景観を保全し、有効活用を図る。
- 両史跡の保存を前提とし、調査研究成果に基づいた整備を実施する。
- 白鳳期創建寺院である齋尾廃寺跡と八橋郡衙正倉院である大高野官衙遺跡を地域の歴史の中に位置づけ、両史跡の一体的な活用・整備を図る。
- 学校教育や社会教育などで有効に活用する。
- 両史跡の歴史的価値を発信し、理解しやすく親しみの持てるような整備・活用を目指す。
- 地域を活性化する歴史資源や観光資源となるような活用を図る。
- 史跡隣接地区・周辺地域の歴史文化遺産等と結びつけた両史跡の活用を進める。
- 地域住民、関連団体・町内関連部局等との協働・連携による管理運営体制を構築し、両史跡の一体的な保存・活用・整備を図る。